



2023年5月10日

各位

会社名 株式会社京都ホテル
代表者名 代表取締役社長 福永 法弘
(コード：9723 東証スタンダード)
問合せ先 取締役経理部長 井手 章
(TEL：075-211-5111)

定款一部変更および補欠監査役選任に関するお知らせ

当社は、2023年5月10日開催の取締役会において、2023年6月28日開催予定の当社第104回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議するとともに、「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、「補欠監査役1名選任の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款一部変更の件

(1) 変更の理由

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設して補欠監査役の選任決議の有効期限を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にすることを目的として、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 <新設>	第5章 監査役および監査役会 (選任方法) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> ④ <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。</u> ⑤ <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現行定款	変更案
<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>(任 期)</p> <p>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>③ <u>前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日： 2023年6月28日（予定）

定款変更の効力発生日： 2023年6月28日（予定）

2. 補欠監査役1名選任の件

(1) 補欠監査役 選任の理由

法令又は定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

(2) 補欠監査役候補者（2023年6月28日開催予定の定時株主総会において決定）

日原 時一 （現 池田泉州オートリース(株) 代表取締役社長）

(注)日原時一氏は補欠の社外監査役候補者であります。

以上